

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百六十九号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

財務大臣	安住 淳
文部科学大臣	中川 正春
経済産業大臣	枝野 幸男
内閣総理大臣	野田 佳彦

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百七十号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条—第二十条）

第二章 経過措置（第二十一条—第二十四条）

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 特許料の減免等（第十四条—第十六条）
第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）を「第五章
第七章 証明等の制限等（第十八条—第十九条）」に改める。

主張の制限に係る審決（第十三条の四）
特許料の減免等（第十四条—第十六条）
決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）を「第五章
第七章 証明等の制限等（第十八条—第十九条）」に改める。
第七章を削る。

第十七条の表第八十四条の十二第一項の項中、「第百八十四条の十二第二項」の下に、「第百八十四条の十二の二」を、「第百八十四条の四第一項」の下に「又は第四項」を加え、同表第百八十四条の十七の項中、「第百八十四条の四第一項」の下に「又は第四項」を加え、同表第百八十四条の十五第四項の項中、「第百八十四条の四第四項」を、「第百八十四条の四第六項」に改める。

第十四条の見出しを、「(資力を考慮して定める要件)」に改め、同条第一号中、「特許法第九十九条第一号に掲げる者」を、「個人」に、「次条第一項」を、「次条」に改め、同号口中、「次条第二項第二号において同じ」を削り、同号に次のように加える。

二 その事業に対する事業税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）。

ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。

第十四条第二号中、「特許法第九十九条第二号に掲げる者」を、「法人」に、「次条第一項」を、「次条」に、「イからハまで（個人にあつてはイ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する連結確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ）の」を、「次の」に改め、同号口中（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（次条第三項第二号において「居住者」という。）にあつては、事業税）及び、非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）を削り、「（次条第三項において「外国法人」という。）にあつては」を、「にあつては」に改め、「ないこと）」の下に、「又はその設立の日以後十年を経過していないこと」を加える。

第十五条第一項中、「申請書」を、「申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して」に改め、同項第二号中、「番号」の下に、「又は当該特許番号」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第十五条の二の見出し中、「免除又は猶予」を、「減免」に改め、同条第一項中、「を免除することができる」を、「については免除し、同項の規定による第四年から第十年までの各年分の特許料についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする」に改め、同条第二項中、「第十四条第一号ハ」の下に、「二若しくはホ」を加え、「第三年」を、「第十年」に、「納付を猶予することができる」を、「金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする」に改め、第五章中同条を第十六条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 主張の制限に係る審決

第十三条の四 特許法第九十九条の四第三号の政令で定める審決は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める審決とする。

一 特許法第九十九条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした者の勝訴の判決である場合、当該訴訟において立証された事実以外の事実を根拠として当該特許が特許無効審判により無効にされないようにするためのものである審決

二 特許法第九十九条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした者の敗訴の判決である場合、当該訴訟において立証された事実を根拠として当該特許が特許無効審判により無効にされないようにするためのものである審決